

# パパとママを支援します

—すこやか子育て支援事業—

問 福祉課(内409)

## 次の要件に該当する世帯に支援を行っています

### ①乳児養育支援金

市内在住の0歳児のいる世帯で、所得制限以下のかたが対象。

### ②保育料助成

市内在住で、保育施設等に入所している乳幼児の保護者が対象。

対象児童の年齢、養育児童数によって所得制限があります。

※詳しくはお問い合わせください。

## 8月までに申請が必要です

現在、乳児養育支援金を受給されているかたで、8月以降も引き続き支援金の支給を受けるには再度申請が必要です。保育料助成に該当しているかたは、新たに申請する必要はありません。

## 以前該当しなかったかたでも該当することがあります

7月分までの支給・助成については、16年中の所得が基準となり、8月分からは17年中の所得が基準となります。そのため、乳児養育支援金、保育料助成、いずれも以前該当しなかったかたが該当することがあります。この場合、申請すると8月分から支援を受けられますので、忘れずに申請してください

### 所得制限(平成17年中の所得額)

扶養親族等の数	父または母の所得額
0 人	2,672,000円
1 人	3,052,000円
2 人	3,432,000円
3 人	3,812,000円
4 人	4,192,000円
5 人	4,572,000円

※父母いずれが多いほうの所得が基準となります。

## 申請の手続き

### ①現在、乳児養育支援金を受給されているかた

7月初旬に申請書を送付しますので、ご記入の上申請してください。

### ②以前、申請したが該当とならなかったかた(乳児養育支援及び保育料助成)

所得要件が変わったことにより該当されると思われるかたには、申請書を送付しますので、ご記入の上申請してください。

### ③上記以外のかた

申請書を送付されなかったかたで該当と思われるかた(未申請のかたや今年1月2日以降に転入されたかたなど)は、直接申請してください。

※申請に必要なものなど、詳しくはお問い合わせください。

## 申請先

福祉課、比内・田代総合支所福祉環境課

※8月までに申請しないと、8月からの支援を受けられませんのでご注意ください。

## 花火はルールを守って 楽しく遊びましょう

問 消防署 ☎43 - 4151

花火で遊ぶときは、他人に迷惑がかからない場所と時間を考え、後始末をきちんとしましょう。

1. 水が入ったバケツを用意しましょう。
2. 公園などの広い場所で、大人と一緒に遊びましょう。
3. 風が強いときは、花火遊びはやめましょう。
4. 花火に書いてある遊び方をよく読んで、必ず守りましょう。
5. たくさんの花火に一度に火を付けないようにしましょう。
6. 花火を人や家に向けたり、燃えやすい物のある場所で遊んだりしないようにしましょう。
7. 衣服に火が付かないように注意しましょう。
8. バケツなどの水に浸して、完全に消火してから捨てましょう。

## おおだて特選落語会

VOL.10

問 市民文化会館 ☎49 - 7066

### 出演

柳家 権太楼  
(やなぎや ごんたろう)  
三遊亭 白鳥  
(さんゆうてい はくちょう)

とき 9月23日(土) 19時開演

ところ 市民文化会館

### 入場料

全席自由(当日各300円増)  
一般 1,500円  
高校生以下 500円

チケット発売日 7月16日(日)

### プレイガイド

いとく大館ショッピングセンター、又久書店(大町店・清水店)、市民文化会館



柳家 権太楼



三遊亭 白鳥